

## 【建設部関係】

議案第57号 令和3年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 水道事業会計について質疑をさせていただきます。まず、こちらの説明資料の226ページ、資本的支出の送排水管整備改良費に、他会計出資金というので1,006万8,000円と書いてあります。それで、今度は決算書のほうの103ページのほうに、一般会計の負担金ということで、113万3,000円。ちょっとこれ、よく意味が分からないものですから、この辺の説明をすみません、改めてお願いいたします。

A 決算書の122ページ、令和3年度水道事業資本的収支明細書、こちらの上の段、資本的収入、こちらに出資金として893万5,300円ございます。こちらのほうに一般会計と下水道からの出資金で、こちらの緑色の資料につきましては、消費税込みで記入のほうがされているものですから、ちょっと金額のほうの一致はしておりませんが、内容的には一般会計から440万、これにつきましては国からの交付金といたしまして、電源立地の交付金のほうを、一旦一般会計で受けたものを水道事業配水管の布設替えのほうに使っておりますので、そちらのほうへ再度、こちらのほうへ振り替えてもらっているというもの。それから、下水道会計出資金につきましては、下水道管の敷設に伴います水道管の影響してしまうところの布設替えに伴う工事のほうに関しまして、下水道会計より出資のほうを頂いているという形になっております。

Q なぜこんな質問をしたかという、私たち議員、多分皆さんそう思っていると思うんですけども、水道事業に関しては独立採算制で行うと、基本的には一般会計よりの繰出金はなくて、その会計の中でやるって頭があって、次の簡易水道のほうは集落が小さいものですから、当然負担をしていかなきゃならないという頭の基でいたものですから、何か440万というのは、水力発電交付金か何かという名前になっているのかなと思ったんですけども、下水道のほうからちょっと入っているというのが分からなかったものですから、下水道会計のほうから。ただ、下水道のほうは一般会計入れていますよね。その辺がちょっとよく分からないもので、下水に関してはかなり一般会計から繰り出しをしているので、そのうちの一部がこっちに来ているのかなという、そういう考えってあるんですか。

A それぞれの会計ごとに一般会計のほうから、簡易水道会計から下水道会計につきましては一般会計から、繰り出しのほうを頂いているという形で、今回のここに書いてあ

る金額につきましては、下水道会計のほうでももちろん料金収入と一般会計からの収入も合わせた中で、費用として、また水道会計のほうへ頂いているという流れになっております。

Q 今度は決算書の113ページ。部長の説明もあったんですけども、(2)のところでは経営指標に関する事項ということで、これが法律の改正で、今度企業会計の報告書で報告するということができたと説明を受けたんですけども、ここに経常収支比率とか料金回収比率とあって、非常に我々が見ても分かりやすくなって、100%を超えていれば安定しているよみたいな説明が本会議であったんですけども、まず平成29年まで遡って記載されていて、ほかの会計見るとまちまちなんです。これは企業会計になったからこの推移記載が、ここに記載ができるようになるのかということと、料金回収の評価、これ98.5%とあってあるんですけども、この辺に対する評価をどのように当局では見ているのか、伺います。

A こちらの経営指標につきましては、これ企業会計におきましては、国のほうの調査等もある中で、定例的に、ここに記載しております指標については代表的なものになるかと思っておりますけれども、企業会計においては各計算式のルールに基づいて数値のほうを出しているという状況になっております。それから、2番の料金回収率につきましては、今年度につきましては、ちょっと100を下回ってしまっているという形となっております。この料金回収率の算定の仕方についてですけども、供給単価と給水単価、要するに水を1立方当たりつくるのに幾らかかっています、それと、もう一方で水を1立方当たり幾らで、収益で割戻しまして幾らで売ったというバランスの関係で、今年度につきましては、若干費用のほうが多くかかってしまった都合上、1立米当たりの単価が売値よりもつくる値段のほうが高くなってしまったという結果となっております。ここの分につきましては、やはり常日頃からの経費節減、それが何より必要なことではないのかなというふうに判断をしております。

Q そうすると、令和3年度の決算としては、水道事業に関してはおおむね良好ということではよろしいのでしょうか。管の整備とかというのは非常に大きな課題があつて、その下の経年劣化率だとか更新率というのは非常に低くて、当然これをやったら大変な金額にはなってしまうんですけども、おおむね事業としての総括としては、令和3年度については料金回収率は少し下がったんですけども、健全経営ができているという考え方でよろしいのでしょうか。

A 単年度決算といたしましては、その前のページのほうにございます、105ページです

か、損益計算書、こちらにおきましては約3,600万円ほどの黒字を出しているという形ではございますが、先ほどの113ページの下の段の経営指標の推移という形の中で、下のほうの管路経年化率とか管路更新率、こちらのほうが一番下の管路更新率が0.51%という形になっております。これ、割り戻すと1年で全体のどれだけの割合を更新しているかということになりますので、割り戻すと逆に200年かかると、常日頃市長が言っているような状況というふうになっております。これが果たしていいのかどうかという判断は、なかなか難しい部分があるかと思えますけれども、一応報告までに、このような決算書の数字から読み取ることができるんじゃないのかというふうに思っております。

Q 監査報告書のほうでもよろしいですか。その範囲で、審査意見書のほうの54ページ、表の下段のほうに、総配水量と総有収水量の格差の是正、これが課題ということになっておりますけれども、この解消の方策と、その2段下に広大な敷地を有する本市において、原因の一部が判明しつつある。この原因というものがどういうことで、どういう改善策を図られる計画があるのか、答弁願います。

A まず最初に、決算書の116ページを御覧ください。

こちらの3業務(1)業務量の表の一番下の段ですけれども、年間有収率、令和3年度につきましては64.85%。この数字ですけれども、その上の段、年間配水量と年間有収水量、この有収水量というのは、水道メーターを通過して料金になっている量になります。これを割り戻した数字が64.85ということで、裏を返せば約35%ぐらいの水はどこかへ行ってしまっているというような状況になっております。これがなかなか改善の策としては、やはり水道管自体が古い中で経年劣化して漏水が多い、それを直していかなければ、布設替えをしていかなければならないんですけれども、先ほどの経営状況の数字の中でも0.51%とありましたとおり、なかなか進んでいないという状況となっております。それからあと、広大な敷地を有する本市において、原因の一部が判明という形ですけれども、やはり布設年度等々によりまして、またそこで設置当初はその管で正しいだろうというようなこともあったと思うんですが、やはり土質とかそういうものによって、管の傷みが早いところ等もありますので、そういうところをどこが中心的に悪いのかというようなところを、必要な計測機器、水道メーターとかを設置して、集中的に直していくようなことができればというようなことを進めております。

Q 配管の老朽化ということで、抜本的にはどこの区域を何年度内に改修するというふ

うなことではなくて、漏水が生じたときにそれに対応するというふうな工法を現在は取っているということでしょうか。

A 水道自体がもともと旧4町、同じ頃布設のほうがされたかと思います。今、それ自体がもう50年60年という段階に来ている中で、特にどこがというよりも、もう本当にどこも非常に傷んでいるというような状況の中で、同じような箇所ではやはり漏水が発生することも多々ございます。そのようなところに関しましては、やはり区間的にやってみようということもありますので、やはり状況を判断しつつやっていくというようなことを進めております。

以上です。

(委員外議員) 鈴木(正) 委員外議員

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。

|  |
|--|
| 議案第58号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
|--|

(補足説明) なし

(質疑)

Q それでは、質疑というかちょっと確認をさせていただきます。

本会議の初日で部長が説明をしてくれましたけれども、これも経営指標の関係で、経常収支比率というのが114.93%になっているということでしたけれども、100%を超えている。ただし、これには7,900万円の繰出金をプラスしているので、簡易水道の健全化としては、令和3年度はどのような総括をしたのかということと、あと先ほど説明があったように、料金回収率というのが得たものとかかったものの差というふうなことだったんですけれども、34%というのは、これはどのように総括をしているのかというその2点を伺います。

A まず、1点目の経常収支比率、こちらのほうの数字ですけれども、やはりこちらにつきましても全体の経常収益割る経常費用という形になります。決算書の136ページを御覧ください。こちらのほうの営業収益と営業外収益を足したものの、それと営業費用と営

業外費用を足したものを割ったものが、この数字となっております。したがって、この中に、営業外収益の他会計補助金というところで7,900万が含まれているという形の中で、数字的にはいい数字を出しているんですけども、実際はそこに7,900万という数字が隠れているということになっております。

それから、次の料金回収率につきまして、先ほど給水単価と供給単価の割合を示すというお話をしました。こちらにつきましても供給単価、水を幾らで売ったという部分については、実際124円ほどで売っております。それに対しまして、水をつくるのに幾らかかっているかということですが、こちらのほうは全体的な費用、先ほど7,900万の補助金をもらってとんとんという形になっていますけれども、裏を返せば一般会計の繰入れがない、どのくらいの費用がかかっているというお話になりますので、こちらが339円ぐらいの単価となっております。したがって、数字的には非常に上水道会計と比べて、繰入金をもらっていない上水道会計と比べると、簡易水道会計が非常に厳しい状況であるというのが分かるかと思えます。

以上です。

Q そうすると、これから審議する議案第72号で、統合の条例改正もあたりということ、来年度から水道事業と簡易水道事業を統合するという中で、今度名称がどういうふうになるのか、ああ、水道事業会計だ。簡易水道が、言い方変ですけども、ちょっと足を引っ張るような形にはなるんですけども、もうこれはしょうがないと言ったら、どうなんでしょうかね。改めて、今よりもさらに効率のよい事業にするためには、ちょっと将来のことになるんですけども、この際ですのでちょっと伺いたいなと思うんですけども、どうでしょう。事務的な部分ぐらいであって、実際は人口が減っていて使う人が少なくなっている。そうすると、料金を値上げをする。水道はビジョンもあるんでしょうけれども、そういう形で、なるべく一般会計の繰出金を抑えていくのか、どんな感じで総括的に見ているのかということをお伺いします。

A 今回、別の議案で水道事業と簡易水道事業を統合するという形で、来年4月1日より水道事業会計ということで、伊豆市が運営しております水道に関しては一本の会計という形を予定しております。それに伴いまして、どのように変わってくるかというところですけども、まず今の時点で、施設の数が令和4月1日から減るということはありません。今までと同じような管理をまずはしていかなければなりません。唯一変わるのがやはり事務的に、例えば決算書、予算書、これが今2つ存在しているものが1つになるということで、職員の事務的な負担は若干減るのかなというふうに思っております。

す。今後につきましては、統合する中で、やはりいかに効率よく水を皆様にお届けするかということ、全体を見た中で考えやすくなるのかなというところが1点ございます。それとあわせて、やはり今後は、伊豆市に限らず広域化という流れの中でも、やはり伊豆市の水道をスリムにしておかなければならないというところもあります。

Q 先ほどの水道会計もそうなんですけれども、この簡易水道に関しても同じことをやっているんですけれども、ちょっと分からないことがあるので教えてください。

簡易水道会計の営業費用の中に、減価償却費3,992万3,000円という形があるんですけれども、これはよく言う、会社では減価償却をすることによって税金が安くなる、要するにそういう恩典があるわけですよね。償却することによって資産価値が下がるということ。そうすると、利益率が低くなって税金が安くなる。でも、こういう行政の会計の中で減価償却をすることによって、税金が安くなるとかないわけですよね。この意味合いというのがちょっと、さっきの上水道もそうなんですけれども、この簡易水道の会計も、減価償却をするということの意味合いを教えてください。

A こちらの決算書、水道、簡易水道、それから温泉、そして下水道、4つの企業会計につきましては、国が定めます地方公営企業法に基づきまして、規定により会計のルール、それから表示の仕方等々、全て決まっております。そちらのマニュアルどおりにやっているという形になっております。減価償却ですけれども、ここがちょっと一般会計と違って、なかなか役所の方にはなじみが薄い部分になるかと思っておりますけれども、本来新たに施設を造れば、その施設は数年、数十年にわたって使用するという形で、次に備えるためにも減価償却という形で内部にお金を蓄えていくというルールということで、これは一般においても節税というよりも、次の施設更新のための費用をそこで蓄えるというような形のルールかというふうに思っております。

以上です。

Q 一般の民間企業の中では、中小企業特別会計といって特別償却費というのが認められる場合がある。6年の機械は3年で償却します、早く資産価値を下げて利益を抑えて積立てして、次の資金に設備に回してくださいよという、中小企業ではあるわけですよね。でも、この公営企業の場合には積立てじゃなくてもこの会計で、要するに1,300万の当期利益プラス償却費3,992万が、恐らくこの簡易水道の利益になってくるんじゃないかと僕は思うんですけれども、違いますか。

A すみません、決算書の132ページから135ページ、こちらですけれども、公営企業会計

におきまして、まず最初に132、133ページですけれども、収益的収入及び支出、それから、次のページめぐりまして、資本的収入及び支出という形で、2本立てになっております。主に最初のほうの収益的収支というのが通常の維持管理に関わる部分です。料金収入を主な原資としております。それ以外に、営業外収益ということになりますけれども。そして、支出としては、それに伴う費用のほうを見ているという形になります。それから、次の資本的収入及び支出というところですが、こちらは施設整備に関わる部分を、収支を比べております。こちら建設改良費のほうで支出のほうが約9,700万ありますのに対して、収入のほうですけれども、企業債と補助金ということで、こちらは5,200万円ほどということで不足が生じております。その不足の部分を、減価償却等の内部留保によって埋め合わせをしているという形で運用をしております。

以上です。

Q 最後になります。

ちょっとしつこいようですけれども、この3,990万の償却費というのは、損金で落とすと同時に内部留保されているという解釈はありますか。そうですか。

A 現金支出を伴わない支出という形の中で、内部に留保のほうはされております。決算書の143ページ、キャッシュ・フロー計算書になりますけれども、こちらのほうに、業務活動によるキャッシュ・フローということで、当年度純利益プラスその後減価償却費ということで、3,900万円、現金のほうがこちらにあるという形で、表記のほうさせてもらっております。

以上です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第59号 令和3年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q それでは、決算書の163ページ、温泉事業の収益的支出ということで、令和2年度の

決算書によると6,171万円、令和3年度が7,386万円と、1,400万円ほど支出が増えたんですけれども、これ一つは経営改革のためのアウトソーシングだと思うんですけれども、あと増えた要因というのは、ほかにどんなものがあったんでしょうか。

A 主にはアウトソーシングの関係が中心になってくるかと思います。あとは、若干電気料等々の動きがあったのかなという形になっております。ちなみに、委託の関係ですけれども、1,091万円ほど支出のほうしておりますので、やはりそれがほぼほぼ主要因ではないのかなというふうに思っております。

Q あと、土肥温泉事業の経営改革方針の成果というか結果、どのようなものが完成したのかということ伺います。

A 昨年度は2本、委託を実施いたしております。

まず最初に、土肥温泉事業経営改革基礎調査業務ということで、これまでの運営状況などを把握して、今後の効率、効果的な運営改革に向けた基礎的な調査のほうを行わせていただきました。土肥の温泉につきましては、昭和29年から旧土肥町が運営、維持管理を行ってきたということで、時代的背景も含めた中で、基礎的な調査のほうをまずはさせていただきます。そのあとですけれども、10月以降、昨年度補正のほうをお願いいたしまして、改め土肥温泉事業の経営改革方針策定支援業務委託ということで、現状を把握した中で各事業者へのヒアリングとかを行った中で、経営改革の方針の策定のほうを進めてまいりました。主にはポンプ、管路等の調査、それから先ほど申しました地域関係者へのヒアリング、現状を踏まえた課題の抽出、導入可能な民間手法の検討ということを、令和3年度に進めてまいりました。引き続き、令和4年度になりますけれども、本年度も委託のほうを進めて、実際どのような手法がいろいろかということを決めた後に、今後はそれを進めていくということで、また機会、折を見て皆様には御説明、それから市民の方へもということは、今後の計画として考えております。

以上です。

Q 先ほど課長の答弁の中で、昭和29年からということで、市道とかに温泉管が入っていて、時々破裂をして温泉が吹き出すことがあるんですけれども、当然昔はそんなに車もなかったらろうし、昭和29年だったらリヤカーで運ぶのが多かったのかなと。それが、例えば今は車がすごく入るわけですよ。そうすると、当然重みに耐えられなくということも、多分老朽化以外にもあると思うんですけれども、そこを全部やり替えるとなると大変なことになるんでしょうけれども、そこは、そういうポンプの修理等は、これはある程度想定しながら今後の事業についても検討していくという、根本的にやり替える



ということではないし、また管が地中に埋まっているわけですから、どのぐらい劣化しているというのも、実際分からないわけじゃないですか。その辺を踏まえた中で、経営改革をどのようにしていくのかなとは、ちょっと疑問に思うんですけども、もし答弁いただければお願いします。

A 土肥の温泉につきましては、非常に歴史もある。その中で、やはりふだんから皆さん施設の維持管理等々していただいて、特に温泉というものになりますと、成分もあるものですから、原泉に関するポンプの入替えなどについては、もう定期的に行わないといけないという状況となっております。そのような中で、やはり管路については、先ほどの水道と同じように更新、定期的な更新のほうも進めているんですが、やはりまだ古い管というのが残っている。結果として漏湯、お湯が漏れるようなことが年に数件、事案としてございます。そのような状況も踏まえた中で、今後どのような形になるか、まだ分かりませんが、委託するのにもそのあたりのリスクという形で、しっかりと状況、現状を把握するとともに、今後の計画なりをしっかりと、お互いに理解しなければ、今後の業務、受渡しとかができないのではないのかなというふうに考えておりますので、今回も委託業務のほうが多分年度で終わらず、多分数年かけて細かい部分まで精査していかないと、なかなかこの温泉事業というのを前に進めることはできないのかなというふうに考えております。

以上です。

(委員外議員) 青木委員外議員

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

|                                 |
|---------------------------------|
| 議案第60号 令和3年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について |
|---------------------------------|

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 議案第68号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第3回) | 【所管科目】 |
|------------------------------|--------|

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 災害復旧費は建設部でよろしいですか。

7月の豪雨による八木沢地区の2か所の農地の復旧工事ということだったんですけども、どんな被害があったかというのと、どのような改修工事を行うという確認を、すみません、お願いします。

A 7月の豪雨ですけれども、八木沢地区の平六田耕地において、田んぼの畦畔が2か所崩れております。1か所が延長9メートル、もう1か所が延長7メートル、復旧工法としましては、従前が土羽でしたので、それより強くするということで布団かごを積みまして、その上にまた少しの土羽を成形するというので計画して、10月の上旬に査定を受ける予定でございます。

以上です。

(委員外議員) なし

(討議、討論、採決) 後ほど産業部所管分と併せて行う。

|  |
|--|
| 議案第72号 伊豆市水道事業及び簡易水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
|--|

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

## 【危機管理課関係】

議案第68号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）

【所管科目】

（補足説明）なし

（質 疑）

Q 消防費の災害対策費ということで、八木沢地区と小下田地区の指定避難所の改修整備に関して質問、質疑をさせていただきます。

特に小下田の避難所なんかは、普段使いとして連合区の会合であったり、選挙の投票所にもなるのかな、そんな関係もあるので、地元と調整をして改修を行ったという説明がありましたけれども、実際にどのような形で調整をしたのかという、例えば、連合区会の中に市役所の皆さんが行って、そこで話を伺ったのか、連合区長さんと話をしたのか等々、その辺の経緯について伺います。

A お答えいたします。

今年度に入りまして、まず、6月16日に連合区の役員の皆さんと施設の中を確認いたしました。それで、7月4日の日ですけれども、連合区長様から整備要望書が出されましたので、それを見させていただき、それを入れた形で実施設計書を組んで、7月12日の日ですけれども、連合区会を再度、臨時会を開いていただいて、その場所で御説明を差し上げて、それで承認をいただきました。

以上です。

Q 同じく消防費の災害対策費の新型コロナウイルス対策事業1,261万円ですけれども、この施設備品購入費で取ってありますけれども、具体的にこれは何でしょうか。

A お答えいたします。

小学校等に現在設置してあります。アルミ製の、横が大体4メートル50ぐらいの防災倉庫、それを5か所設置する予定でございます。

場所は、指定避難所となっております熊坂小学校と修善寺中学校、それから南小学校、それと中伊豆社会体育館、それから、もう一か所、修善寺の農村改善センターの駐車場、昔のプールだったところですが、そこにそれぞれ1基ずつ設置をする予定です。

農村改善センターにつきましては、こちらの3地区の遺体の検案を行う場所に、警察と協議済みですので、そちらの備品と合わせて入れさせていただいて、主にコロナ関係のものを日向の防災倉庫ができるまではこちらでカバーしていこうかという考えであります。

以上です。

(委員外議員) 鈴木委員外議員

(討議、討論、採決) 後ほど総務部、総合政策部、産業部所管分と併せて行う。

### 【総務部関係】

|  |
|--|
| 議案第53号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
|--|

(補足説明) 総務部長

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

|  |
|--|
| 議案第61号 令和3年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 議案第62号 令和3年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 議案第63号 令和3年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第64号 令和3年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 議案第65号 令和3年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第66号 令和3年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 議案第67号 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  |

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

（補足説明）なし

（質 疑）

Q 歳出の中で、総務費の資産経営課の関係です。本庁へのデジタル戦略室の設置について、すみません、教えてください。

本庁へのデジタル戦略室の、まず設置の場所、あと改修内容、そして、部長の説明でしたけれども、NTTビルからのデジタルスタッフの執務室がこちらへ移るということだったんですけれども、DXのデジタル戦略室というのは、補佐官も含めて何名の職員で運用していくんでしょうか。

A まず、順番にお答えいたします。

まず、場所ですが、地下1階の、今電算室及び資料室、場所で言いますと女子トイレの横といたらいいんですか、災害対策室の手前といますか、普段はちょっと扉、鍵してあるんですけれども、そちらのほうの場所になります。

改修内容なんですが、基本的に、まずは電話回線とインターネット回線の開設、あと電話回線とインターネット回線の増設、あと工事のほうが壁のクロスの張り替え、天井の張り替え、あとはトイレの横ということもありますので、防音壁のほうも設置いたします。あと機器類として空調設備の取替えと、あと照明についてもLEDに変更いたします。あと備品のほうとして机とか、そういったものを用意いたします。

何名というところなんですけれども、今、その部屋に入る人数としては、私どもCIO補佐官を含めまして4名、今後増員もできるような形で想定は、一応2人ぐらいの想定はした中で改修をしていきたいというふうに思っております。

Q 4名からプラスアルファはあるということなんですけれども、ちょっと入ったことないので分からないんですけれども、部屋の広さというのは、どれぐらいなんですか。

A 平米で言うと33平米ぐらいなんですけれども、ちょっとイメージがつかめないと思うので、畳で約20畳分ぐらいということでイメージつかめるでしょうか。約10坪程度になります。

（委員外議員）三田委員外議員

（討議、討論、採決）後ほど総務部、総合政策部、産業部所管分と併せて行う。

議案第70号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) 三田委員外議員

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

**【総合政策部関係】**

議案第68号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第3回) 【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 議案質疑でもさせていただいたんですけども、電子計算費のだるま山レストハウス、ロッジ、キャンプ場Wi-Fi整備について教えてください。

議案質疑では、光ケーブルを引くということで回答いただいたんですけども、こちらの予算について、内訳をいただきたいと思います。また、こちらの予算が出てきているということは、見積りを取ったと思うんですけども、何社から見積りを取ってこの予算が反映されているのでしょうか。

A まず、だるま山のWi-Fi詳細設計委託料につきましては200万でございますが、見積りにつきましては1社でございます。

光回線の引込工事、金額は1,000万でございますが、こちらは見積り2社取ってございます。それと、だるま山Wi-Fi設置工事につきましては、見積りを2社取ってございます。1,000万につきましては見積りを2社、Wi-Fiの設置工事につきましては見積り2社取ってございます。

Q そうしますと、こちらの予算の金額というのは、2社取ったうちの高いほうを取っているということでしょうか。それとも安いほうを取っているのでしょうか。どちらが反映されているのか知りたいんですけども。

A 低い金額のほうの見積りを採用してございます。

(委員外議員) 杉山(武)委員外議員

(委員間討議、討論、採決) 産業部の審査にて全ての部の所管分と併せて行う。

**【産業部関係】**

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 議案第68号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第3回) | 【所管科目】 |
|------------------------------|--------|

(補足説明) 産業部長

(質 疑)

Q 1つ質問をさせていただきます。

農林水産業費の農業振興費ということで、この補足説明資料によると、対象者の増加に伴う次世代人材資金交付金の増ということを書いてあるんですけども、ちょっとすみません、本会議での説明もなかったものですから、この事業について、改めてもう一度説明していただけますでしょうか。

A 農林水産課の木口と申します。よろしく申し上げます。

この事業につきましては、農業次世代人材資金交付金ということで、まず国の事業になります。補助事業でもって100%の補助率ということになりまして、こちらは新規就農を促進し、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るために、就農に向けた経営開始資金を交付することで新規就農者を支援していく。こういった制度の趣旨でございます。

以上です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

|                           |
|---------------------------|
| 議案第71号 伊豆市松原公園条例の一部改正について |
|---------------------------|

(補足説明) なし

(質 疑)

Q それではすみません、質疑させていただきます。

この松原公園条例の一部改正なんですけれども、指定管理者制度に伴う条例の改正だということで、芝生広場、あるいは津波避難複合施設、この辺を管理者が管理するということですけれども、防災施設を除くというのが説明の中にあっただけなんですけれども、その理由と、指定管理者をこれからどうやって募集していくのか、そのスケジュールみたいなものを、現時点で決まっていることをお願いいたします。

A まず、指定管理者が管理する部分と、あと防災施設の区分けなんですけれども、今まで明確には区分はできていない状態なんですけれども、基本的には、避難に係る、一番上のところに避難の防災用具ですかね、そういうのを保管して、その補給とか入替えとかは市の責任で行うものですから、指定管理者による管理は考えておりません。

続きまして、今後の方向性、スケジュールなんですけれども、令和4年の12月に公募を始めたいと考えております。その後、4月、5月に指定管理審査会を経た後に、令和5年の6月議会に指定管理者の指定の議案を、6月議会でお諮りさせていただきたいと思っております。

その後、オープンの方は令和6年の4月、遅くともゴールデンウィーク前にはオープンをしていきたいと考えております。

以上です。

Q そうしますと、今、この松原公園自体は土肥支所が管理をしているんですよね。あそこにシルバーさんがいて、ごみを、松のごみを取ったり、トイレの掃除なんかをやっていると思うんですけれども、ここも全部、公園一帯、駐車場から全てこの管理者が行っていくということでしょうか。そうすると、かなり費用ってかかりますよね。その管理費というのが。その辺をどういうふうに考えているんでしょうか。

A 現在、松原公園につきましては、委員おっしゃるとおりに土肥支所のほうで管理をさせていただいて、シルバーさんをお願いしている掃除とか、いろいろ費用はかかっております。

指定管理に出す場合には、当然、避難タワーの、そこで商業施設で商売とかもしていただくんですけれども、ただ、建物につきまして、そのランニングコストが、電気代や、光熱水費がどのくらいかかるだとか、あと、どのくらいの売上げが見込めるのかというところの資料がまだちょっと、ちゃんと査定できておりませんので、基本的には公園に係る部分は指定管理料という形で支払いをするようなイメージではおりますけれども、ちょっと詳細についてはまだ決定しておりません。

以上です。



(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

## 【その他】

|  |
|--|
| 消費税のインボイス制度導入に伴うシルバー人材センターの安定的な運営に関する<br>意見書 |
|--|

(意見陳述) 飯田伊豆市シルバー人材センター事務局長

(質 疑)

Q 少し質問させていただきたいんですけども、私も個人事業主として事業をやりつつ、議員活動なんかもさせていただいております。そうしますと、議員のほうは、我々給料ではなく報酬になりますので、やはりそこを、自分の事業と合算して確定申告させていただきませう。そして、売上げの度合いによって納税をしていると。納税の義務というのは当然だと思っておりますし、消費者も、普通に買物したときに、やはり10%または8%を支払うことになっています。

国民はほぼそうしていると思うんですけども、例えばインボイスなんかも、例えば海外の場合はどうしているのかというのを税理士に聞いたことがございます。そうすると、海外では、小さなお土産物屋さんとかでもインボイス制度というのが浸透してまして、ほぼ事業をやっているところではお支払いをしていると。そうすると、じゃ、日本でもやはりインボイス制度というものが当然あってしかるべきなのかなと、私は思っております。

そして、ただ、シルバー人材センターさんの場合は、公益社団法人ですので、今後、インボイスをやっていくと、かなり運営が厳しくなるということであれば、逆に言うと、インボイス制度でお客様から消費税を預かっているのであれば、それはそれとして、会員さんに支払うようなことをされて、逆に言うと、不足分を、補助金を例えば多くもらう、そういうようなことではだめなんですか。

A 将来的には、全部の高齢者、シルバー会員も含めてですけども、免税事業者から課税事業者になっていただいて、確定申告をしていただいて消費税を納めるということ

が適切ではないかなと、私も思います。

ただ、この話が、急に湧いてきた話ではないんですけれども、現在の高齢者にとって、果たしてこの制度を理解して、どれだけの人ができるかということがまず第一前提にあります。

その上で、80歳、90歳で働いている方もいます。例えば、個人事業主といえ、月10万とか15万もらっている方、稼いでいる方もいらっしゃれば、シルバーの場合、3,000円とかの方もいます、月の収入が。配分金というんですけれども、そういう方々に対して、果たしてこの制度をやる意味ですよ、そういう方々に対して、じゃ、その方々の課税登録して、事業者登録して、確定申告をして納めるということが、果たして現実に合っているのかどうかというところ。うちのセンターではいませんけれども、ほかの全国のセンターでは100歳で働いている方もいます。そういう方々に対してもやるべき制度なのかというところ。

先進的なセンターで言いますと、例えば、会計士をセンター独自で雇って対応するというセンターもあります。当然、お金があるセンターはそういうことできるんですけれども、伊豆半島のほぼセンターが、かなりのギリギリ状態で財源やっていますので、これは難しいだろうという判断の下、延期もしくは中止をお願いしているところがあります。

補助金のことにつきましても、もう年々減らされていますので、これ以上は増えないだろうという前提の下、今動いているというところがあります。

以上です。

Q やはり事業をやっていると、高齢者の方でも、やはりこれからインボイス制度を導入しなくてはいけないということで、かなり勉強されている方もいまして、確かに自分でも完全に理解できるかという、かなり難しいので、大変だろうなということは想像しております。

やはり、会計士なり、例えば税理士なり雇うことがなかなか難しいということであるんですけれども、なかなか、じゃ、ただ、国が進めてくる制度をひっくり返すような状況になるので、何かそちらのほうが逆に大変な気もするんですけれども。

あとは、農協特例というものがあるそうなんですけれども、やはりそれと同じような感じで、農協さんを介して収入を得る方はインボイス制度の網にかからないというか、そちらにかからなくなってくるということを聞いたことがあるんですけれども、そちらはご存じでしょうか。

A 承知しております。

その上で、特例じゃないですけども、シルバーも何かしらの措置が必要ではないかなということでございます。

Q 波多野です。

もう一つ、ちょっと聞きたかったのが、やはり収入が、先ほど言ったように3,000円とか、やはりかなり少ない額の方がいるということなんですけれども、逆に言うと、シルバーの会員さんで、そこからの報酬以外に収入がある方というのもいらっしゃるのかなと思うんですけども、その辺は把握はされているのでしょうか。

A 把握はしていますけれども、それほど大きい額、皆さん年金収入が主、あとは年金が少ない方は配分金等を当てにして働いているという方が9割5分、98%ぐらいいます。

Q そうすると、今までも、特に確定申告みたいなものというのはどうされていたのか、その辺は分かるのでしょうか。

A 確定申告なされている方がほとんどだというふうに認識をしております。

Q 今までも確定申告されているとなると、多分インボイス制度なんかもそんなに、そんなにというか、かなりハードルが高いかどうかというのは、ちょっと疑問でもあると思うんです。

やはりこれから、例えば請求書だとか見積りだとか、そういうものも全て電子保存しなさいというのが来るんですよね。そちらのほうはかなりハードルが高いような感じがするんですけども、その辺も対策をされていくということでもよろしいでしょうか。

A インボイス制度のそもそものが、事業者登録をしていただいて、事業者ナンバーが個々に割り振られるということですので、その辺のところからまず、ちょっと請求書を出すとかということとは違うのかなというふうに思いますんで、決してハードルは低くないかなというふうに思います。

Q コロナが、やはり最初はやった頃に、はやった頃って今でもそうなんですけれども、飲食店で事業をやられている方なんかは、結構かなり高齢者もいて、なかなかインターネットで補助金の申請をするということがかなり難しかったということで、私なんかも、知り合いのところだけは補助金申請なんかの用紙をコピーしたり、一緒に書いたりとかして、それで申請をさせていただいたことがあるんです。そうすると、そういうお手伝いをするということで、インボイス制度なんかすんなりといけそうな気がするんですけども、その辺はいかがでしょう。

A センターの職員にそれだけの余裕があれば、当然できるんですけども、余裕がない

ので、そこまで面倒見切れないという形です。

Q やはり、そうすると、先立つものがなければ、なかなか人件費もままならないという状況ということですね。分かりました。ありがとうございます。

Q 小長谷です。一つ確認させてください。

今、意見陳述の中で、中止・延期を求めたいというお話されたんですけども、議会のほうに提出された意見書の案というのは、センターの安定的な運営のための適切な措置を講ずることを強く要望するという文言になっていますよね。これ、制度そのものの延期とか中止と全然出す意見書の内容が違うんですけども、この意見書でいいわけですね、取りあえずというか出すのは。そうしないと、また、これ確か、局長、変えられないんだよね、文章って意見書。

〔「同意を得れば」と言う人あり〕

Q 同意を得れば。

これで出されているんで、これで今日多分審査していると思うんですけども、ちょっと聞いていて、そこがあれと思ったもんですから、その確認を、もう一度すみません、お願いします。

A この意見書案なんですけれども、静岡の県議会のほうに出たのが基になっていますんで、私の説明とちょっと食い違うところがあったんですけども、この意見書で構いません。

Q 僕も趣旨が全然分からないんで、もう一回、自分なりに聞きたいんですけども、今、5年の9月30日までは、日当1万円につき1,000円を事業者に払っているわけですよね、日当として、これから4年間。そうすると、5年の10月以降については、80%が控除額というのは、それ以降も1万円に対して10%は事業者には払うんですか。それを払って、かつそれが、このインボイスが始まると、その1,000円分の負担をシルバーセンターが負担しなければならないから大変だということを言っているんですか。

A 事業者というのは会員ということで、そのとおりです。

一応、経過措置というので、最初の4年間については10%のうちの2割、要は200円に、今この数字だとなりますけれども、200円を払う必要が、払ってもらう必要があるんですけども、それをセンターが負担するということです。

Q そうすると、5年の10月以降について、もっと負担が大きくなると。そしてまた、8年の10月以降は50%になるということは、ちょっとこの80とか50とかの数字というのはよく分からないんですけども、そのセンターの割合が大きくなるということなん

- ですか。そういうことで理解、その50%というのは、どれぐらい負担かかるんですか。
- A センターの事業売上げのほうの試算でいきますと、来年度、80%のときには大体246万になります。50%のときには552万、控除率が0%になったときには1,063万で、センターの年間の売上げが大体1億3,000万なんですけれども、1億3,000万のうち1億1,000万は会員に渡っています。1億1,000万渡っている分の消費税をセンターが払うという認識でいただきたいと思います。
- Q じゃ、この、一応、サラリーマンの給与に対しては消費税かかりませんよね。そうすると、今説明されると、この会員は従業員じゃないんだと、個人事業者だということで、じゃ、シルバー人材センターの社員としてやったらどうなんです。それはできないんですか。ちょっとごめんなさいね。
- A それはちょっと不可能で、一応、シルバー会員で派遣会員という方々は、伊豆市でいますとカインズ、あとは市のほうだと学校用務員さんなんかは給料になっていますんで、消費税は、もうその自分の手元に来る前に差し引かれているということで、そういう方々以外の方は、これに該当してしまうということです。
- Q こんなこと聞いたらおかしいんだけど、自分の女房もちょっとシルバーに大変お世話になっていて、配偶者控除額というのが、103万というのが数字がありますよね。この103万というのは消費税を含んだ数字が所得として合算するんですか。
- A そのとおりです。
- Q そうすると、今、シルバーセンターさんに働いている女子、いろいろなところへ派遣されていますよね。金山の観光施設とか、役所だとか。そうすると、そういう人たちは女性の、女房、配偶者が多い。そうすると、103万円以上超えそうだとすると、みんな休んじゃうんですね。それ事実だと思うんです。そこら辺がちょっと問題かなというような気がする。これは制度だから仕方ないんですが、これ、10年間の経過措置がありますよね、今からまだ。そうすると、そこでこれから煮詰める話というのはできるんですか。もうこれは、もうこれ決まっちゃった制度になっているんですか。それで終わります。
- A 今のところ、この方針でいくというふうに、厚労省のほうからは聞いておりますので、厚労省、全シ協、上部団体ですけれども、聞いておりますので、一応その体制で動いてくれということです。
- Q そうすると、これを制度としたときに、シルバー人材センターの事業、成り立たなくなってくるんじゃないですか、この制度は。それ何が必要なんです。そうすると。そ

うすると、市の補助金だとか、何かが行政の補助金が必要になってくるということ。やるからには、そういうことで。

A 負担額というのは増え続けますので、どこかしら原資が必要だということで、補助金という手もあるだろうとは思いますが、今のところは補助金というところは、まだそういう手は、伊豆市のシルバーでは打てないかなと。

行政のほうの考え方もありますので、センターにそんな支払えないよといったらセンター潰れますので、もうその時点で。ですので、一応、事業者のほうからご負担願うという方向で、今のところ動いてはおります。

Q 今、事業者と言われたんで、事業者というのは、仕事、シルバーに依頼した人にその分を負担させるという、そうすると、事業者については負担がもっと大きくなるということですね。分かりました。

○飯田伊豆市シルバー人材センター事務局長 そのとおりです。

(委員間討議) なし

(討 論) 小長谷委員、永岡委員

(採 決) 挙手全員。原案可決。